答 申

第1 審査会の結論

平成29年12月11日付け三種総発-781により諮問のあったことについては、審議の結果、妥当であると認める。

第2 諮問の概要

個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」という。)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行個法」という。)の改正法が公布・施行された。これらの法律の改正を受け、三種町長(以下「実施機関」という。)は、三種町個人情報保護条例(平成27年三種町条例第2号。以下「条例」という。)及び三種町個人情報保護条例施行規則(平成18年三種町規則第17号。以下「条例施行規則」という。)の見直しを次のとおり検討していることから、その当否について、意見を求めるものである。

1 「個人情報」の定義について

改正後の個情法及び行個法では、指紋データや旅券番号等を新たに「個人 識別符号」として定義し、これが含まれる情報も「個人情報」に当たるとし て、個人情報の定義の明確化を図っている。

個情法及び行個法の改正の趣旨を踏まえ、三種町において取り扱う個人情報について明確化する改正を行う。

2 「要配慮個人情報」の定義について

改正後の個情法及び行個法では、不当な差別や偏見その他の不利益が生 じないように「要配慮個人情報」を規定し、その他の個人情報より手厚い配 慮のもと取り扱うこととしている。

この法改正の趣旨を踏まえ、「要配慮個人情報」の取扱いを追加する改正を行う。

3 「非識別加工情報」の導入について

個情法の改正により新たに「匿名加工情報」が、行個法の改正により新たに「非識別加工情報」が定義された。「匿名加工情報」及び「非識別加工情報」は、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにした情報であり、これら

を民間事業者に提供することを可能することで、新たな産業の創出等を促すことが法改正の趣旨となっているが、全くの新しい制度であり、三種町における実際の運用、ニーズ等が不透明であることから、条例化は見送る。

第3 審査会の判断

実施機関が見直しを検討する各事項に関する審査会の意見は、次のとおりである。

1 「個人情報」の定義について

個情法及び行個法の改正に倣い、条例及び条例施行規則において、指紋データや旅券番号等を新たに「個人識別符号」として定義し、これが含まれる情報も「個人情報」に該当することとする諮問内容は、妥当と認める。

2 「要配慮個人情報」の定義について

条例及び条例施行規則において、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように「要配慮個人情報」を規定し、その他の個人情報より手厚い配慮のもと取り扱うこととする諮問内容は、妥当と認める。

3 「非識別加工情報」の導入について

三種町における実際の運用及びそのニーズ等が不透明であることから条例化を見送るとの諮問内容は、妥当と認める。

第4 審議の経過

審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

| 年 月 | 1 | 日 | 審議経過 |
|--------|-----|-------|---------------------|
| 平成 2 9 | 9年1 | 2月11日 | 諮問 |
| 平成 2 9 | 9年1 | 2月22日 | 審議(平成29年度第8回審査会) |
| 平成30 |)年 | 1月19日 | 答申の協議(平成29年度第9回審査会) |

第5 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 板倉 雅美、委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦